

(生活保護法に基づく一般指導)

生活保護法による指定介護機関のみなさまへ

大東市福祉・子ども部
生活福祉課長

介護機関の指定申請と変更等届出について

【介護機関の指定、変更、廃止等届出について】

生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者に介護サービスを提供するには、事前に生活保護法等指定介護機関として指定を受ける必要があります。また既に指定を受けている介護機関に変更等届出が必要な場合は、下記のURLより大阪府のホームページをご確認いただき手続きを行ってください。

ただし、平成26年7月1日以降に新たに介護保険法による指定を受けた場合はみなし指定となるため生活保護法での新規申請、廃止の届出は不要です。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shakaiengo/260325kaigositetop/>

【届出に必要な添付書類について】

変更等届出については別途添付書類が必要です。下記提出先より収受印押印後の控えを受け取りましたら、各届出に添付してください。

指定事業	提出先
・居宅介護支援 ・地域密着型 ・介護予防地域密着型	高齢介護室 高齢政策グループ (大東市役所 西別館2F)
・介護予防支援 ・介護予防・日常生活支援(総合事業)	高齢介護室高齢支援グループ (大東市役所 西別館2F)
・居宅介護 ・介護予防居宅介護 ・施設介護	大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課 居宅グループ(大阪府庁 新別館南館)

(令和6年2月15日現在)

【提出方法】

令和6年4月1日より原則電子申請となります。

ご利用環境など、電子申請での対応ができない場合はご相談ください。